

平成 28 年度第 4 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 29 年 2 月 17 日（金） 午前 10 時 30 分～午前 12 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 4 号 「岡崎市景観計画の一部変更について」
- (2) 諮問第 5 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」

4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	水津 功
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	佐藤 繁子
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	鈴木 壽美

5 説明者

都市整備部長	山本 公德
都市計画課長	新井 正徳
都市整備部都市計画課 景観推進班長	鈴木 秀幸
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	小林 佑大

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として河江委員及び鈴木委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第4号「岡崎市景観計画の一部変更について」(説明)

議長が諮問第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 岡崎市景観計画の概要について
- (2) 景観重要公共施設の概要について
- (3) 指定路線について
- (4) パブリックコメント結果及び根拠法について

9 諮問第4号「岡崎市景観計画の一部変更について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

街路樹などの樹木は景観重要公共施設から除外されているのか。また、整備に関する事項の中で横断陸橋への言及がないが、何か理由があつてのことか。

事務局：

街路樹については、今回指定する堤防上の道路には樹木がないため盛り込んでいない。

瀬口会長：

街路樹について、整備に関する事項に盛り込むなどの変更は将来的に可能か。

事務局：

将来的に変更することは可能である。

事務局：

横断陸橋については対象に全くしないという事ではないが、現時点では俎上に載せていない。

柴田委員：

本件は制約の対象を道路上としているのか、周辺の民有地の屋外広告物等も含まれるのか。

事務局：

道路上を対象としている。

瀬口会長：

現時点では道路上が対象であり、将来的には景観重要公共施設周辺を合意のうえで良くしたい、という方向性に変わる可能性はある。

中根委員：

現在指定対象とする予定の道路に、岡崎市以外の道路管理者の道路は含まれるか。

事務局：

含まれない。

中根委員：

調整が困難であるためか、あるいは景観上重要な道路として選定した結果、そうなったのか。

事務局：

今回無電柱化予定の路線の指定を検討しており、無電柱化の手法として裏配線を予定している。この手法には将来的な担保が無いため、景観重要公共施設への指定によって担保を得る目的で、まずは当該路線を選定するものである。

なお、県管理の道路については既に地下埋設による無電柱化が実施されており、現在景観重要公共施設への指定を協議中である。

杉野委員：

整備に関する事項の変更において、樹木や植栽、緑化等への言及があるといいと思う。また、岡崎城周辺の地下遺構等への配慮のあり方も盛り込まれると良いと考えるが、行政の見解を聞きたい。

事務局：

景観重要公共施設については今回が初の指定となり、無電柱化予定の路線について目下整備の手法なども含めた指定を行うものである。本制度については、本日いただいたご意見等も含め、今後景観審議会のお力も借りつつ議論を深めていきたいと考えている。

水津委員：

川沿いの桜の扱いを教えてほしい。

事務局：

指定予定の道路施設上の街路樹ではない。

水津委員：

景観的な施設として評価しないという事か。

瀬口会長：

桜については歴史的風致維持向上計画の中で評価している。

水津委員：

指定予定の道路において桜が果たしている役割は大きく、公共の立場から緑地や街路樹の価値を発信していくためにも、対象に含めていくべきではないかと考える。

事務局：

桜は道路上ではなく、河川の中のものであるという切り分けをしている。その上で、河川管理者との調整が必要だが、いずれ整理していきたいと考える。

天野委員：

今回の指定は、乙川リバーフロント地区整備計画を受けて景観重要公共施設を定めようという追認的なものであると感じるが、今後、景観上重要であるので指定し、より良い景観を作るために誘導していくといった観点からの指定は可能か。例えば、桜並木の後ろに高層建築物が立ち眺望を阻害しているが、こうしたものを誘導していくような施策に発展可能か。

また、堤防道路について、指定範囲が吹矢橋公園まで伸びていないが理由があるのか。

最後に、「整備に関する事項」に景観上配慮する事項が謳われているが、具体的な基準や数値的指針等はあるのか。担当者の所感等では統一感の無い景観となってしまう懸念があり、現在まちなか景観基礎調査を実施しているため、その結果を受けた基準について提案させてほしい。

事務局：

眺望阻害については、平成 31 年を目標に乙川リバーフロント地区内の一部地域、おそらくは岡崎城付近を景観形成重点地区として地区指定し、その中で眺望や屋外広告物も含めたルール策定を検討している。

また今回の指定は、乙川リバーフロント地区整備事業において整備した形を将来的に残すことを目的としたものであり、将来道路の掘り返しなどが発生した際に、復旧で舗装がバラバラにならないようルールを定めるものである。

堤防道路の公園周辺の指定については、今回公園として整備を行うため、範囲に含めていない。

中根委員：

公園としての整備とは、当該地域が道路の概念にあらず公園の一部であるので、指定に含めていないという事か。

事務局：

今回は無電柱化を眼目として路線選定を行っており、吹矢橋公園周辺は乙川河川緑地として都市公園の指定がかかっているため電線が走ることがない。そのため区域の指定から除いたものである。

瀬口会長：

本制度の元々の趣旨には無電柱化だけではなく、景観整備全体が含まれる。それなら指定に含めてもいいのではという考えもありうるかと思うが、市としては無電柱の観点からの路線選定を行ったという事である。

横山委員：

道路の概念は、道路構造令にあるような車が安全に走行することを第一としたものであると思うが、街路も含めた観点から道路を捉え、本制度に包含してほしい。

瀬口会長：

岡崎の城郭にふさわしい道に整備するという目的も鑑みるに、配布資料P 2 上段、「リバーフロント計画及び各種計画を踏まえると」の部分について、「リバーフロント計画及び歴史的風致維持向上計画、各種計画を踏まえると」に変更した方が良いのではないかと。また、景観重要公共施設が一部岡崎城の総構え内を通っており、菅生門等が周囲にあるが、景観重要公共施設周辺の用地買収による、江戸期の門の復元スペースの確保は可能か。

事務局：

総構え内の景観重要公共施設の整備の際には、審議会に諮りつつ進めたいと思う。また、江戸期の門の復元については、景観計画の中での整備はできないが、他計画で整備事業を起こすことは可能である。

事務局：

景観計画や歴史的風致維持向上計画は康生地区の再生等まちづくりの面を主眼に置いているが、石垣の発見により岡崎城の歴史的価値が再認識されつつある。こうした歴史的価値も踏まえた計画に、今後変わっていくのではないかと、今はその方向性が見えてきたところであると認識している。

長谷川委員：

歩いて楽しい道を作るうえで、道路内で車のスピードが出過ぎないように工夫をするよう、計画内に盛り込んでほしい。看板等でスピード規制をするのではなく、ギミックとしてスピードが出過ぎないようにすることで、歩行者と運転者双方にとって心地よい道としてほしい。

グレーチングや道路標識等、道路付属物の色彩を景観になじませるよう配慮する旨を盛り込んでほしい。

街路灯についての記載がないため、色やデザインについて専門家の審査を経るなど、何らかの形で規定できるような仕組みがほしい。

事務局：

今回は石のまち岡崎として、石畳の道を整備しているものであるが、スピードの精神的抑制と景観には相反する部分があり、両立が難しい。今後の検討とさせていただきたい。

グレーチングや道路標識の色彩については、安全安心課や警察と協議済みであり、例えば塗装するなどの処置を考えている。

デザインの仕組みづくりについてはガイドラインの策定を構想中である。

事務局：

本日の諮問は道路の景観についての位置づけに関するものであり、公園や河川、樹木についての位置づけも今後検討していきたいと考えている。

瀬口会長：

道路について意見は無しという事で、その他事項に関して今後見直すという意見を付したうえで、答申としたい。

議長が諮問第4号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第4号について委員の挙手を求めた結果、意見を付して同意し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(説明)

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林景観推進班技師)から説明した。

- (1) 景観重要建造物とは
- (2) 建造物の名称等について
- (3) 外観変更することとなる行為の箇所について
- (4) 関係法令等について

11 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

写真を見るとツタが絡まっており、建物に悪影響があるように思われるため、ツタを取った方がいいかと思う。

事務局：

修繕にあたりツタを全て取るとの話を伺っている。また、今後の維持管理の上でツタがのびないように適切に管理する旨を所有者に伝えたいと思う。

佐藤委員：

配布資料P 4に扉の設置イメージとして二面引き戸の木製扉の写真が載っているが、こうした形の扉を設置するという事か。

事務局：

写真は母屋の扉であり、同様の木製扉を設置するという意図で記載している。なお、スペースの都合上扉は片面のものとなる。

加藤委員：

改修にあたって、依頼する業者はもう決まっているか。

事務局：

昔から旧石原家住宅に関わりのある業者へ依頼されると聞いている。

加藤委員：

補助金を交付する場合、業者選定は市が行うのか、所有者が行うのか。

瀬口会長：

所有者が行う。

杉野委員：

北側の下屋の引き戸は漆喰塗であり、今回修繕予定の南側も漆喰塗であった可能性がある。通常土蔵は扉が二本引きとなっており、防火のための漆喰扉と、雨風をよける杉板の扉で構成されているが、簡易的な扉であれば漆喰扉が設けられなかった可能性もある。

扉をどちらにするかの根拠として、扉の溝の本数が一本か二本かを確認する必要があるが、溝の本数はどのようになっていたか。

事務局：

溝の本数は、北側が二本、南側が一本となっていた。

杉野委員：

北側と南側のつくりの違いや、下屋が後から設けられた点を鑑みると、南面は当初壁であり、使い勝手を良くするために入口を設け仮設の杉板を設置したと推測される。

扉は二本引きが望ましいが、こうした経緯があるのであれば、経緯を記録したうえで杉板のまま修繕するということもありうる。

議長が諮問第5号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第5号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 その他

水津委員：

諮問第4号「岡崎市景観計画の一部変更について」における植栽の扱いについて、今後植栽に関する事項を見直す議論を持つ際には、街路樹に加え、景観上何らかの役割を果たす樹木があった場合は一体的に保全に取り組み、枯れたり今は無い樹木についても連続性の創出という観点から意識した上で、樹木も含めた景観形成について謳ってほしいと考える。

瀬口会長：

岡崎城内の樹木については色々な議論があると聞いており、そちらとも情報交換しつつ進めてほしい。

天野委員：

乙川リバーフロント地区整備事業について、歴史的視点が不足しているのご指摘いただいたが、岡崎は空襲を免れた場所に江戸期の町割りなどが残っており、江戸期の家屋も現存しているものがある。こうした家屋を残すだけでなく、まちの資源として活用しながらまちづくりを行うという取り組みを乙川リバーフロント地区整備事業の中で行っている。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成28年度第4回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
